

2019年8月28日

報道関係各位

一般社団法人衛星放送協会
スカパーJSAT株式会社

令和元年8月の大雨による災害の被害を受けられた方々への 視聴料等の免除について【第1報】

8月の前線に伴う大雨による災害により被災された皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

CSなど衛星放送事業に関わる81社が組織する一般社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：小野直路）とスカパーJSAT株式会社（本社：東京都港区、代表取締役執行役員社長：米倉英一）は、8月の前線に伴う大雨による災害により、8月28日に災害救助法が適用された下記地域において、「スカパー！」をご契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、視聴料等を免除することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 免除対象地域

【佐賀県】

佐賀市（さがし）
唐津市（からつし）
鳥栖市（とすし）
多久市（たくし）
伊万里市（いまりし）
武雄市（たけおし）
鹿島市（かしまし）
小城市（おぎし）
嬉野市（うれしのし）
神埼市（かんざきし）
神埼郡吉野ヶ里町（かんざきぐんよしのがりちょう）
三養基郡基山町（みやきぐんきやまちょう）
三養基郡上峰町（みやきぐんかみみねちょう）
三養基郡みやき町（みやきぐんみやきちょう）
東松浦郡玄海町（ひがしまつうらぐんげんかいちょう）
西松浦郡有田町（にしまつうらぐんありたちょう）
杵島郡大町（きしまぐんおおまちちょう）
杵島郡江北町（きしまぐんこうほくまち）
杵島郡白石町（きしまぐんしろいしちょう）
藤津郡太良町（ふじつぐんたらちょう）

2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料（スカパー！の月額視聴料、PPV視聴料を含みます。また、金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。）、月刊ガイド誌料、スカパー！オンデマンド

ご利用料金

3. お客様からの問い合わせ先
ご相談専用ダイヤル
TEL : 0120-085-550 (10:00～20:00、無休)

以上

*報道関係からのお問い合わせ先：スカパーJSAT 株式会社 広報・IR 部
TEL : 03-5571-7600 FAX : 03-5571-1760 E-mail:pr@sptvjsat.com